

農林水産省 九州農政局 表示・規格課からのお知らせ

～食品事業者の皆様へ～

全ての加工食品に 原料原産地表示が必要になります

食品表示法に基づく食品表示基準が平成29年9月1日に改正され、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合上位1位の原材料について原料原産地の表示が必要になります。

なお、平成34年3月31日までに経過措置期間ですが、包材の発注等に混乱が生じないように、計画的に表示の切替え等を行って下さい。

原則として、国別重量順[※]に記載します。



名 称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ、国産、デ ンマーク)、豚脂肪、たん 白加水分解物、還元水あ め、食塩、香辛料/調味 料(アミノ酸等)、リン酸 塩(Na、K)...
内 容 量	150g
賞味期限	29.9.30
保存方法	10℃以下で保存して ください。
製 造 者	○株式会社 東京都千代田区豊が岡 ○-○-○

重量順第1位の原材料が生鮮食品の場合
は、その産地を表示します。

重量順第1位の原材料が加工食品の場合
は、原則としてその製造地を表示します。
※ただし、重量順第1位の加工食品に使われた
生鮮食品の産地が判っている場合にはその
産地を表示することができます。

国別重量順の表示が困難な場合には、「又
は表示」若しくは「大括り表示」をすることも
できます。

※2か国以上の産地の原材料を使用している場合は、多い順に国名を表示します。

【原料原産地表示に関するお問合せ先】

原料原産地表示に関する疑問点、ご相談のほか、違反が疑われる情報も受け付けます。

消費者庁

食品表示企画課(相談の受付) ☎03-3507-8800 (代)
表示対策課(被疑情報の受付) ☎03-3507-8800 (代)

農林水産省

消費・安全局消費者行政・食育課 ☎03-3502-7804

名 称	電話番号	管轄区域
九州農政局 消費・安全部 表示・規格課	TEL096-211-9156	佐賀、長崎、熊本 大分、宮崎、鹿児島
九州農政局 福岡県拠点	TEL092-281-8261	福岡